

平成26年財政検証関連資料

〔 目 次 〕

実質的な運用利回り(スプレッド)の一時的な変動が年金財政に与える影響試算	・・・	2
生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し	・・・	6
公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)	・・・	13
賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率	・・・	15

実質的な運用利回り(スプレッド)の一時的な変動が 年金財政に与える影響試算

○ 現行の公的年金制度は、原則として、現役世代の名目賃金変動率を用いて、新規裁定者の年金額が改定される仕組みとなっている。したがって、現役世代の賃金が上昇した場合は、直ちに新規裁定者の年金額が増加する仕組みである。

一方、既裁定者の年金額は、原則として、物価に応じて改定される仕組みであるが、新規裁定者の年金額が名目賃金上昇率に応じて改定される仕組みの下では、長期的にみると年金給付費の総額は名目賃金上昇率に連動して増加することになる(次ページの図参照)。

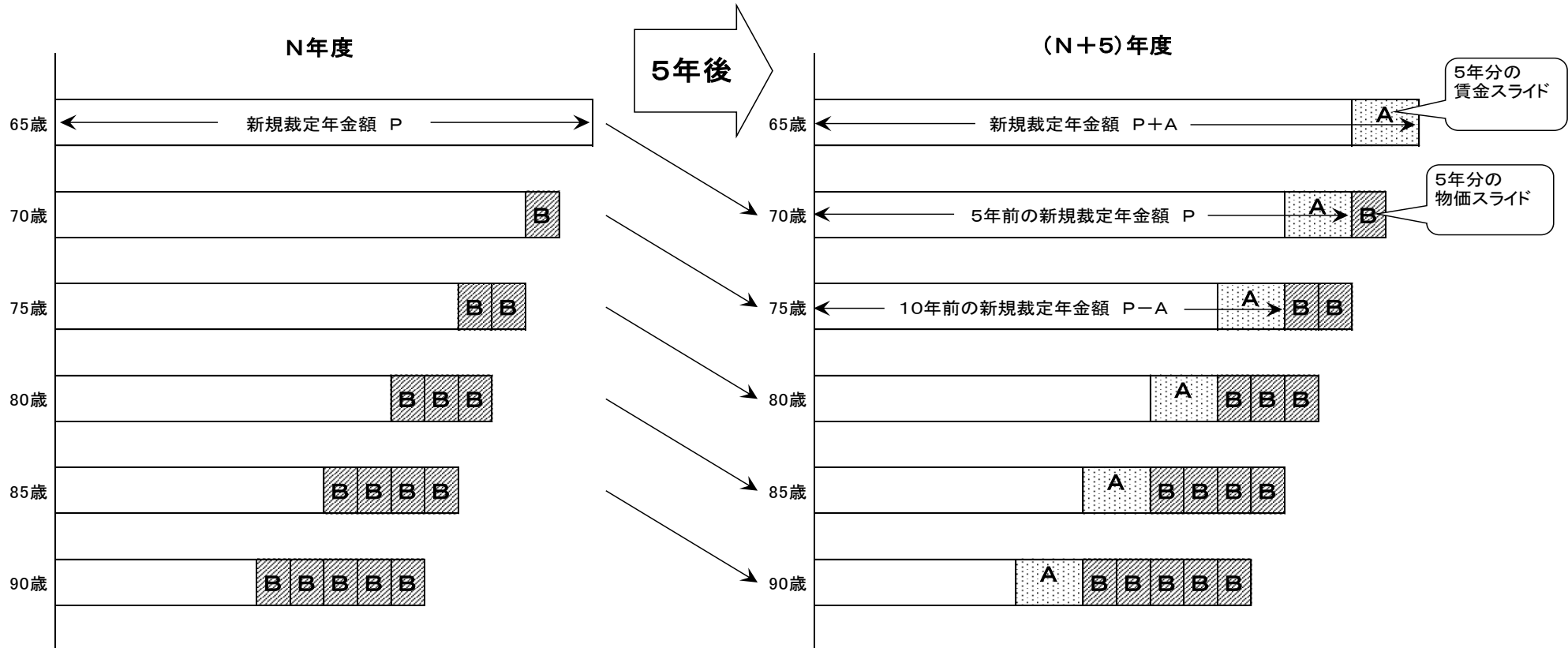
したがって、給付も負担も賃金に連動することとなるため、運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が、年金財政上の実質的な収益となる。

このため、年金財政においては、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り(スプレッド)」が重要である。

○ 実質的な運用利回り(スプレッド<対賃金>)が年金財政に与える影響を定量的に分析するため、平成26年財政検証を基として、実質的な運用利回り(スプレッド<対賃金>)を5年間ほど機械的に変化させた場合の試算を行った。

(参考) 年金給付費は賃金上昇率に連動して増加

- 新規裁定者の年金額は現役時代の賃金に応じて再評価されるため、新規裁定者の年金額は賃金上昇率により上昇していく。また、新規裁定後は物価上昇率に応じて年金額が改定される。
- 左右の図を比較すると、新規裁定者の年金額の上昇割合分(=名目賃金上昇率分)だけ年金給付費(横棒の合計)が増加している。



(注1) 定常状態を仮定。
 (注2) 斜線部分 (B) は裁定後の物価スライド分を表す。

【試算の前提】

- 平成26年財政検証に用いた平成36(2024)年度以降の長期の経済前提は以下のとおりであり、運用利回り(スプレッド<対賃金>)として当該欄の上段に掲げる数値を用いている。
- この経済前提の基となっている、年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会における検討結果の報告「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方について(平成26年3月12日)」では、表中の()のとおリスプレッドについて幅が示されている。
- ケースC、ケースE、及びケースGについて、平成36(2024)年度以降、5年間にわたり、スプレッド<対賃金>が()に示す幅の上限または下限の値をとった場合に年金財政に与える影響を試算した。

		将来の経済状況の仮定		経済前提			
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り	
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>
ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1% (0.5%~1.7%)
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2% (0.7%~1.8%)
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4% (0.9%~1.9%)
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5% (1.1%~2.1%)
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7% (1.2%~2.2%)
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5% (1.0%~2.0%)
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2% (1.0%~1.5%)
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0% (0.5%~1.3%)

【試算結果】

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

	平成36(2024)年度以降5年間 スプレッド<対賃金>の幅の 下限をとる場合	スプレッド<対賃金> が変動しない場合	平成36(2024)年度以降5年間 スプレッド<対賃金>の幅の 上限をとる場合
ケース C	<p>50.8% (2043)</p> <p>〔 比例: 24.9% (2018) 基礎: 25.9% (2043) 〕</p> <p>スプレッド0.9% (1.4% - 0.5%)</p>	<p>51.0% (2043)</p> <p>〔 比例: 25.0% (2018) 基礎: 26.0% (2043) 〕</p> <p>スプレッド1.4%</p>	<p>51.2% (2042)</p> <p>〔 比例: 25.0% (2018) 基礎: 26.2% (2042) 〕</p> <p>スプレッド1.9% (1.4% + 0.5%)</p>
ケース E	<p>50.3% (2043)</p> <p>〔 比例: 24.5% (2020) 基礎: 25.8% (2043) 〕</p> <p>スプレッド1.2% (1.7% - 0.5%)</p>	<p>50.6% (2043)</p> <p>〔 比例: 24.5% (2020) 基礎: 26.0% (2043) 〕</p> <p>スプレッド1.7%</p>	<p>50.8% (2042)</p> <p>〔 比例: 24.6% (2020) 基礎: 26.2% (2042) 〕</p> <p>スプレッド2.2% (1.7% + 0.5%)</p>
ケース G	<p>(※) 41.9% (2058)</p> <p>〔 比例: 21.9% (2031) 基礎: 20.0% (2058) 〕</p> <p>スプレッド1.0% (1.2% - 0.2%)</p>	<p>(※) 42.0% (2058)</p> <p>〔 比例: 21.9% (2031) 基礎: 20.1% (2058) 〕</p> <p>スプレッド1.2%</p>	<p>(※) 42.2% (2057)</p> <p>〔 比例: 21.9% (2031) 基礎: 20.2% (2057) 〕</p> <p>スプレッド1.5% (1.2% + 0.3%)</p>

(※) 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

注: 人口の前提は中位。

生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

- 年金を受け取り始めた年の年金額(新規裁定者の年金額)については、日本経済の再生と女性や高齢者などの労働市場への参加が進めば、今の年金制度の下で、将来的にその時々々の現役世代の手取り収入に対する比率(所得代替率)50%以上の給付水準を確保していけることが確認されている。
- 一方、年金を受け取り始めた年以降の年金額(既裁定者の年金額)は、給付水準調整(マクロ経済スライド)終了後は物価の上昇に応じて改定されるため、購買力は維持される仕組みであるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、その時々々の現役世代の手取り収入に対する比率は緩やかに低下していく。
- さらに、給付水準調整期間においては、新たに年金を受け取り始める者だけでなく、既に年金を受け取り始めている者についても年金改定が緩やかに抑制されることにより、年金額の現役世代の手取り収入に対する比率は低下する。
- 以下の資料では、ケースC、ケースE、及びケースGについて、生年度別に見た年金受給後の年金額の見通しとして、物価で平成26年度に割り戻した額、および、その時々々の現役世代の手取り収入に対する比率を示している。

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

(平成26年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースC(変動なし)

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%

	一元化モデル			(従来モデル)
		基礎	比例	
所得代替率 (給付水準調整終了後)	51.0%	26.0%	25.0%	(52.1%)
給付水準調整終了年度	2043	2043	2018	

厚生年金の調整終了
(平成30年度)

基礎年金の調整終了
(平成55年度)

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	34.8	34.7	38.1	41.3	45.1	49.2	53.7	58.6	64.0	69.9	76.3	83.3
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	21.8 62.7%	20.3 <58.4%> (70歳)	19.8 <52.0%> (75歳)	19.2 <46.5%> (80歳)	19.9 <44.2%> (85歳)	20.7 <42.2%> (90歳)						
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		20.8 60.0% (65歳)	20.3 <53.4%> (70歳)	19.8 <47.8%> (75歳)	19.9 <44.2%> (80歳)	20.7 <42.2%> (85歳)	21.9 <40.8%> (90歳)					
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			22.3 58.7% (65歳)	21.7 <52.5%> (70歳)	21.0 <46.5%> (75歳)	20.7 <42.2%> (80歳)	21.9 <40.8%> (85歳)	23.9 <40.8%> (90歳)				
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				23.7 57.2% (65歳)	22.8 <50.7%> (70歳)	21.9 <44.5%> (75歳)	21.9 <40.8%> (80歳)	23.9 <40.8%> (85歳)	26.1 <40.8%> (90歳)			
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					24.9 55.3% (65歳)	23.9 <48.5%> (70歳)	23.2 <43.2%> (75歳)	23.9 <40.8%> (80歳)	26.1 <40.8%> (85歳)	28.5 <40.8%> (90歳)		
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						25.9 52.7% (65歳)	25.2 <47.0%> (70歳)	25.2 <43.0%> (75歳)	26.1 <40.8%> (80歳)	28.5 <40.8%> (85歳)	31.1 <40.8%> (90歳)	
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							27.4 51.0% (65歳)	27.4 <46.7%> (70歳)	27.4 <42.8%> (75歳)	28.5 <40.8%> (80歳)	31.1 <40.8%> (85歳)	34.0 <40.8%> (90歳)
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								29.9 51.0% (65歳)	29.9 <46.7%> (70歳)	29.9 <42.8%> (75歳)	31.1 <40.8%> (80歳)	34.0 <40.8%> (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注3) □ 内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注4) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

(注5) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

(平成26年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースC(変動なし)

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%

	一元化モデル			(従来モデル)
		基礎	比例	
所得代替率 (給付水準調整終了後)	51.0%	26.0%	25.0%	(52.1%)
給付水準調整終了年度	2043	2043	2018	

基礎年金の調整終了
(平成55年度)

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	6.4 (65歳)	5.9 (70歳)	5.7 (75歳)	5.4 (80歳)	5.5 (85歳)	5.5 (90歳)						
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		6.1 (65歳)	5.8 (70歳)	5.5 (75歳)	5.5 (80歳)	5.5 (85歳)	5.6 (90歳)					
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			6.4 (65歳)	6.1 (70歳)	5.7 (75歳)	5.5 (80歳)	5.6 (85歳)	6.1 (90歳)				
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				6.7 (65歳)	6.3 (70歳)	5.8 (75歳)	5.6 (80歳)	6.1 (85歳)	6.7 (90歳)			
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					6.8 (65歳)	6.3 (70歳)	6.0 (75歳)	6.1 (80歳)	6.7 (85歳)	7.3 (90歳)		
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						6.8 (65歳)	6.5 (70歳)	6.5 (75歳)	6.7 (80歳)	7.3 (85歳)	7.9 (90歳)	
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							7.0 (65歳)	7.0 (70歳)	7.0 (75歳)	7.3 (80歳)	7.9 (85歳)	8.7 (90歳)
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								7.6 (65歳)	7.6 (70歳)	7.6 (75歳)	7.9 (80歳)	8.7 (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注3) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

(平成26年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースE(変動なし)

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%

	一元化モデル			(従来モデル)
		基礎	比例	
所得代替率 (給付水準調整終了後)	50.6%	26.0%	24.5%	(51.6%)
給付水準調整終了年度	2043	2043	2020	

厚生年金の調整終了
(平成32年度)

基礎年金の調整終了
(平成55年度)

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	34.8	34.7	38.1	40.4	42.9	45.8	48.8	52.0	55.4	59.1	63.0	67.1
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	21.8 62.7%	20.2 <58.1%> (70歳)	19.6 <51.6%> (75歳)	19.1 <47.3%> (80歳)	18.8 <43.9%> (85歳)	19.2 <41.8%> (90歳)						
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		20.7 59.7% (65歳)	20.2 <53.0%> (70歳)	19.6 <48.6%> (75歳)	19.0 <44.2%> (80歳)	19.2 <41.8%> (85歳)	19.7 <40.4%> (90歳)					
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			22.2 58.3% (65歳)	21.6 <53.4%> (70歳)	20.9 <48.6%> (75歳)	20.2 <44.1%> (80歳)	20.0 <41.0%> (85歳)	21.0 <40.4%> (90歳)				
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				22.9 56.8% (65歳)	22.2 <51.7%> (70歳)	21.5 <46.9%> (75歳)	21.0 <43.1%> (80歳)	21.3 <41.0%> (85歳)	22.4 <40.4%> (90歳)			
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					23.6 54.8% (65歳)	22.8 <49.8%> (70歳)	22.3 <45.7%> (75歳)	22.3 <42.9%> (80歳)	22.7 <40.9%> (85歳)	23.9 <40.4%> (90歳)		
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						23.9 52.3% (65歳)	23.4 <48.0%> (70歳)	23.4 <45.1%> (75歳)	23.4 <42.3%> (80歳)	23.9 <40.4%> (85歳)	25.5 <40.4%> (90歳)	
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							24.7 50.6% (65歳)	24.7 <47.4%> (70歳)	24.7 <44.5%> (75歳)	24.7 <41.8%> (80歳)	25.5 <40.4%> (85歳)	27.2 <40.4%> (90歳)
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								26.3 50.6% (65歳)	26.3 <47.4%> (70歳)	26.3 <44.5%> (75歳)	26.3 <41.8%> (80歳)	27.2 <40.4%> (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注3) □ 内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注4) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

(注5) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

(平成26年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースE(変動なし)

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%

	一元化モデル			(従来モデル)
		基礎	比例	
所得代替率 (給付水準調整終了後)	50.6%	26.0%	24.5%	(51.6%)
給付水準調整終了年度	2043	2043	2020	

基礎年金の調整終了
(平成55年度)

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	6.4 (65歳)	5.9 (70歳)	5.7 (75歳)	5.4 (80歳)	5.2 (85歳)	5.1 (90歳)						
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		6.1 (65歳)	5.8 (70歳)	5.5 (75歳)	5.2 (80歳)	5.1 (85歳)	5.1 (90歳)					
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			6.4 (65歳)	6.1 (70歳)	5.8 (75歳)	5.4 (80歳)	5.2 (85歳)	5.4 (90歳)				
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				6.5 (65歳)	6.1 (70歳)	5.8 (75歳)	5.6 (80歳)	5.6 (85歳)	5.8 (90歳)			
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					6.5 (65歳)	6.1 (70歳)	5.9 (75歳)	5.9 (80歳)	5.9 (85歳)	6.2 (90歳)		
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						6.4 (65歳)	6.1 (70歳)	6.1 (75歳)	6.1 (80歳)	6.2 (85歳)	6.6 (90歳)	
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							6.3 (65歳)	6.3 (70歳)	6.3 (75歳)	6.3 (80歳)	6.6 (85歳)	7.0 (90歳)
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								6.8 (65歳)	6.8 (70歳)	6.8 (75歳)	6.8 (80歳)	7.0 (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注3) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

(平成26年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースG(変動なし) ー機械的に給付水準調整を進めた場合ー

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降 20~30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	-0.2%

	一元化モデル			(従来モデル)
		基礎	比例	
所得代替率 (給付水準調整終了後)	42.0%	20.1%	21.9%	(42.8%)
給付水準調整終了年度	2058	2058	2031	

厚生年金の調整終了
(平成43年度)

基礎年金の調整終了
(平成70年度)

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	34.8	34.7	37.1	38.7	40.6	42.7	44.8	47.1	49.5	52.0	54.6	57.4
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	21.8 62.7%	20.2 <58.3%> (70歳)	19.3 <52.1%> (75歳)	18.5 <47.6%> (80歳)	17.9 <44.0%> (85歳)	17.4 <40.8%> (90歳)						
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		20.8 59.9% (65歳)	19.8 <53.5%> (70歳)	19.0 <48.9%> (75歳)	18.4 <45.2%> (80歳)	17.9 <41.9%> (85歳)	17.6 <39.2%> (90歳)					
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			21.2 57.3% (65歳)	20.3 <52.4%> (70歳)	19.6 <48.4%> (75歳)	19.1 <44.9%> (80歳)	18.7 <41.6%> (85歳)	18.2 <38.7%> (90歳)				
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				21.1 54.4% (65歳)	20.4 <50.3%> (70歳)	19.9 <46.6%> (75歳)	19.4 <43.3%> (80歳)	18.9 <40.2%> (85歳)	18.6 <37.6%> (90歳)			
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					21.1 51.9% (65歳)	20.5 <48.2%> (70歳)	20.0 <44.7%> (75歳)	19.6 <41.5%> (80歳)	19.1 <38.6%> (85歳)	19.0 <36.6%> (90歳)		
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						21.0 49.3% (65歳)	20.5 <45.8%> (70歳)	20.0 <42.5%> (75歳)	19.6 <39.5%> (80歳)	19.3 <37.1%> (85歳)	19.5 <35.7%> (90歳)	
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							21.0 46.8% (65歳)	20.5 <43.5%> (70歳)	20.0 <40.5%> (75歳)	19.8 <38.0%> (80歳)	19.8 <36.2%> (85歳)	20.0 <34.9%> (90歳)
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								21.1 44.7% (65歳)	20.6 <41.6%> (70歳)	20.3 <39.1%> (75歳)	20.3 <37.2%> (80歳)	20.3 <35.4%> (85歳)

(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げのない本来水準。

(注3) □ 内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注4) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

(注5) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

(平成26年財政検証)

○ 人口:出生中位、死亡中位 経済:ケースG(変動なし) ー機械的に給付水準調整を進めた場合ー

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価> 2024年度以降 20~30年)
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	-0.2%

	一元化モデル			(従来モデル)
		基礎	比例	
所得代替率 (給付水準調整終了後)	42.0%	20.1%	21.9%	(42.8%)
給付水準調整終了年度	2058	2058	2031	

基礎年金の調整終了
(平成70年度)

生年度(平成26(2014)年度における年齢)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)	平成76年度 (2064)	平成81年度 (2069)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1949年度生 (65歳) [平成26(2014)年度65歳到達]	6.4 (65歳)	5.9 (70歳)	5.7 (75歳)	5.4 (80歳)	5.2 (85歳)	4.9 (90歳)						
1954年度生 (60歳) [平成31(2019)年度65歳到達]		6.1 (65歳)	5.8 (70歳)	5.6 (75歳)	5.3 (80歳)	5.1 (85歳)	4.9 (90歳)					
1959年度生 (55歳) [平成36(2024)年度65歳到達]			6.2 (65歳)	6.0 (70歳)	5.7 (75歳)	5.5 (80歳)	5.2 (85歳)	5.0 (90歳)				
1964年度生 (50歳) [平成41(2029)年度65歳到達]				6.2 (65歳)	5.9 (70歳)	5.7 (75歳)	5.4 (80歳)	5.2 (85歳)	5.0 (90歳)			
1969年度生 (45歳) [平成46(2034)年度65歳到達]					6.1 (65歳)	5.8 (70歳)	5.6 (75歳)	5.3 (80歳)	5.1 (85歳)	5.0 (90歳)		
1974年度生 (40歳) [平成51(2039)年度65歳到達]						5.8 (65歳)	5.6 (70歳)	5.3 (75歳)	5.1 (80歳)	5.0 (85歳)	5.0 (90歳)	
1979年度生 (35歳) [平成56(2044)年度65歳到達]							5.6 (65歳)	5.3 (70歳)	5.1 (75歳)	5.0 (80歳)	5.0 (85歳)	5.0 (90歳)
1984年度生 (30歳) [平成61(2049)年度65歳到達]								5.4 (65歳)	5.1 (70歳)	5.0 (75歳)	5.0 (80歳)	5.0 (85歳)

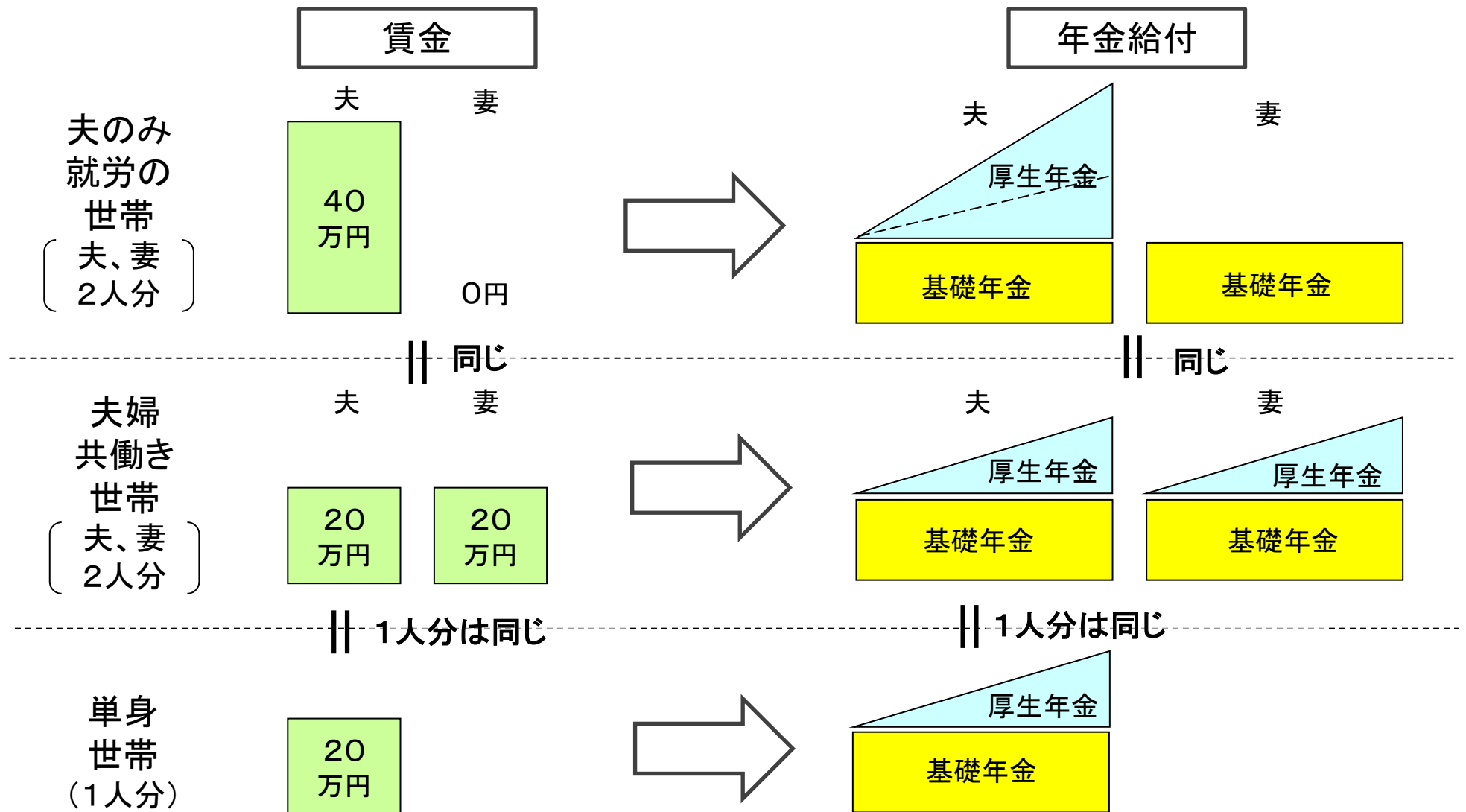
(注1) 数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

(注2) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。

(注3) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)



賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。

賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(例示)

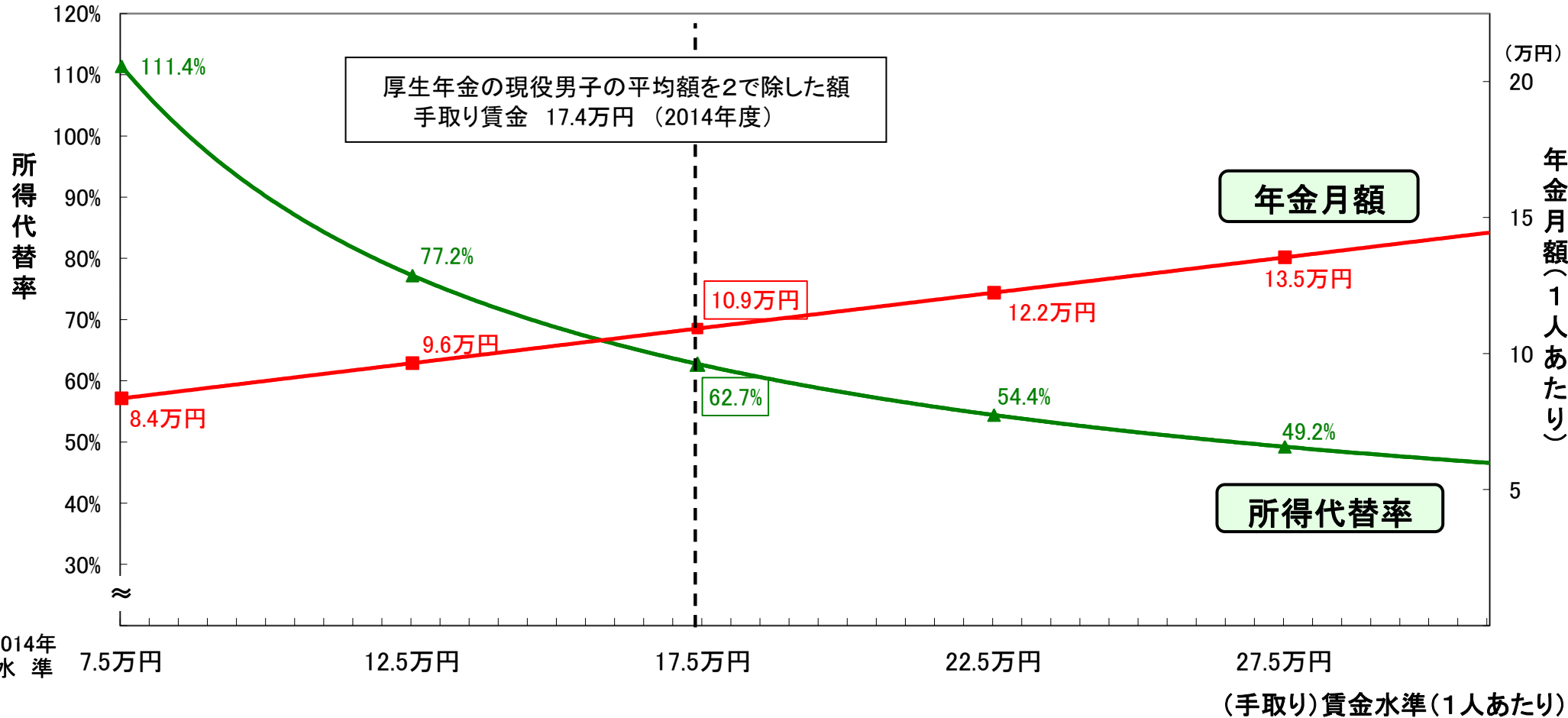
<賃金水準が20万円(1人あたり)の場合>

	賃金	保険料負担	年金給付
夫のみ 就労の 世帯 (2人分)	夫:40万円 ☐☐ 同じ	夫:40万円に対応する 厚生年金保険料 ☐☐ 同じ	40万円に対応する 報酬比例年金 + 基礎年金 2人分 ☐☐ 同じ
夫婦 共働き 世帯 (2人分)	夫:20万円 + 妻:20万円 ↓ 半分	夫:20万円に対応する 厚生年金保険料 + 妻:20万円に対応する 厚生年金保険料 ↓ 半分	20万円に対応する 報酬比例年金 + 20万円に対応する 報酬比例年金 + 基礎年金 2人分 ↓ 半分
単身 世帯 (1人分)	20万円	20万円に対応する 厚生年金保険料	20万円に対応する 報酬比例年金 + 基礎年金 1人分

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率

○ 平成26(2014)年度

- 賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。
- 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



注:年金月額は、新規裁定者の本来水準。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率

○ 平成26(2014)年度

	賃金水準(1人あたり)				
	10万円	15万円	17.4万円 【男子平均÷2】 <small>(注2)</small>	20万円	30万円
夫のみ 就労の 世帯 (1人あたり)	9.0万円 〔比例:2.6万円 基礎:6.4万円〕 90.0% 〔比例:25.9% 基礎:64.1%〕	10.3万円 〔比例:3.9万円 基礎:6.4万円〕 68.6% 〔比例:25.9% 基礎:42.7%〕	10.9万円 〔比例:4.5万円 基礎:6.4万円〕 62.7% 〔比例:25.9% 基礎:36.8%〕	11.6万円 〔比例:5.2万円 基礎:6.4万円〕 58.0% 〔比例:25.9% 基礎:32.1%〕	14.2万円 〔比例:7.8万円 基礎:6.4万円〕 47.3% 〔比例:25.9% 基礎:21.4%〕
夫婦 共働き 世帯 (1人あたり)	9.0万円 〔比例:2.6万円 基礎:6.4万円〕 90.0% 〔比例:25.9% 基礎:64.1%〕	10.3万円 〔比例:3.9万円 基礎:6.4万円〕 68.6% 〔比例:25.9% 基礎:42.7%〕	10.9万円 〔比例:4.5万円 基礎:6.4万円〕 62.7% 〔比例:25.9% 基礎:36.8%〕	11.6万円 〔比例:5.2万円 基礎:6.4万円〕 58.0% 〔比例:25.9% 基礎:32.1%〕	14.2万円 〔比例:7.8万円 基礎:6.4万円〕 47.3% 〔比例:25.9% 基礎:21.4%〕
単身 世帯 (1人分)	9.0万円 〔比例:2.6万円 基礎:6.4万円〕 90.0% 〔比例:25.9% 基礎:64.1%〕	10.3万円 〔比例:3.9万円 基礎:6.4万円〕 68.6% 〔比例:25.9% 基礎:42.7%〕	10.9万円 〔比例:4.5万円 基礎:6.4万円〕 62.7% 〔比例:25.9% 基礎:36.8%〕	11.6万円 〔比例:5.2万円 基礎:6.4万円〕 58.0% 〔比例:25.9% 基礎:32.1%〕	14.2万円 〔比例:7.8万円 基礎:6.4万円〕 47.3% 〔比例:25.9% 基礎:21.4%〕

(注1) 上段は年金額(1人あたり)、下段は所得代替率を示している。

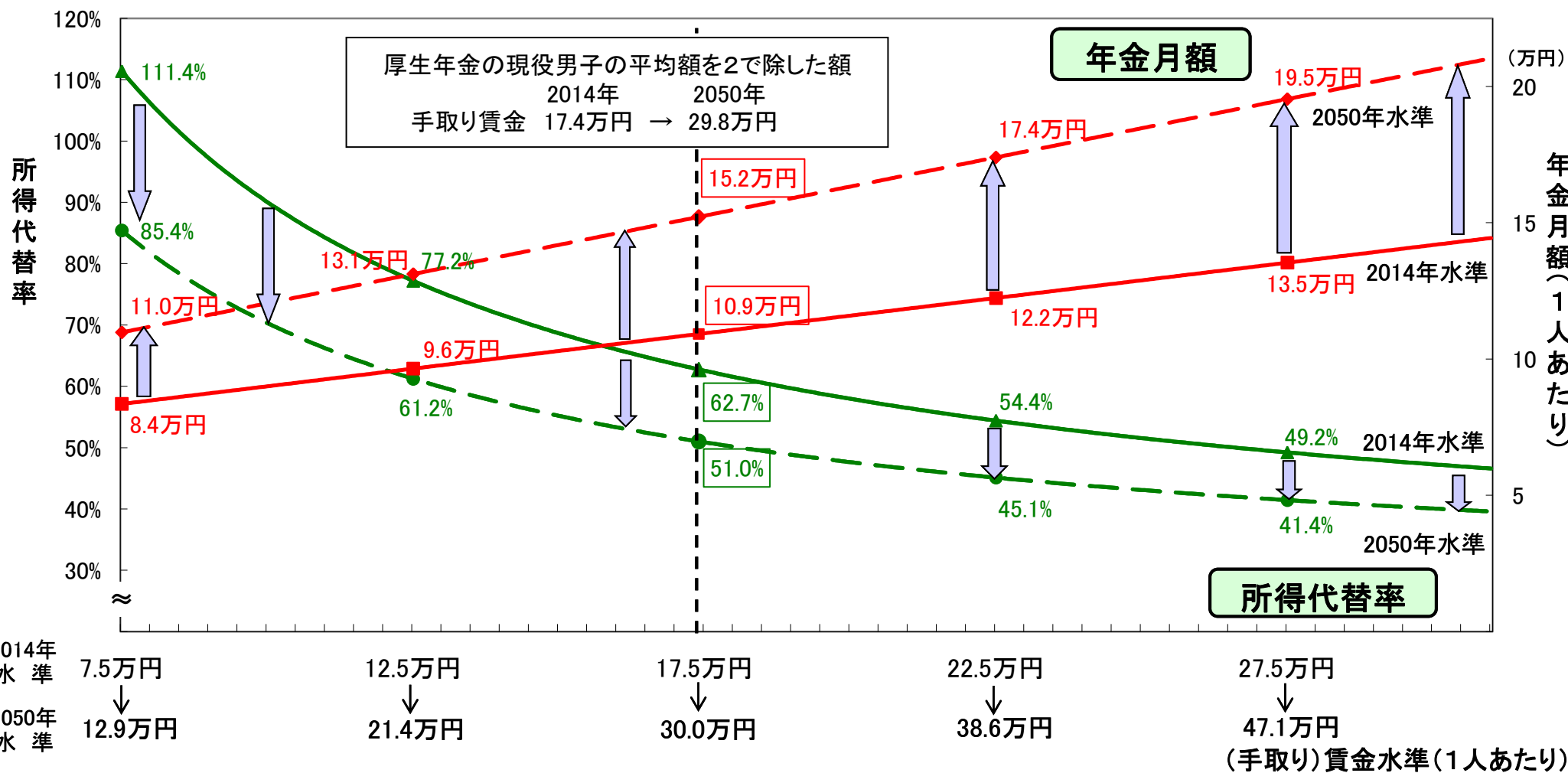
(注2) 厚生年金の現役男子の手取り賃金(34.8万円、一元化モデル)を2で除した額。

(注3) 厚生年金の現役女子の手取り賃金は23.7万円(一元化モデル)である。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率

＜経済:ケースC 人口:中位＞

- 賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。
- 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



注1: 年金月額は、新規裁定者の本来水準。

注2: 2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率

○ 平成62(2050)年度 <経済:ケースC 人口:中位>

	賃金水準(1人あたり)				
	17.1万円 (2014年度:10万円)	25.7万円 (2014年度:15万円)	29.8万円 (2014年度:17.4万円) 【男子平均÷2】 ^(注3)	34.3万円 (2014年度:20万円)	51.4万円 (2014年度:30万円)
夫のみ 就労の 世帯 (1人あたり)	12.0万円 〔比例:4.3万円 基礎:7.8万円〕 70.3% 〔比例:25.0% 基礎:45.3%〕	14.2万円 〔比例:6.4万円 基礎:7.8万円〕 55.2% 〔比例:25.0% 基礎:30.2%〕	15.2万円 〔比例:7.4万円 基礎:7.8万円〕 51.0% 〔比例:25.0% 基礎:26.0%〕	16.3万円 〔比例:8.6万円 基礎:7.8万円〕 47.6% 〔比例:25.0% 基礎:22.7%〕	20.6万円 〔比例:12.8万円 基礎:7.8万円〕 40.1% 〔比例:25.0% 基礎:15.1%〕
夫婦 共働き 世帯 (1人あたり)	12.0万円 〔比例:4.3万円 基礎:7.8万円〕 70.3% 〔比例:25.0% 基礎:45.3%〕	14.2万円 〔比例:6.4万円 基礎:7.8万円〕 55.2% 〔比例:25.0% 基礎:30.2%〕	15.2万円 〔比例:7.4万円 基礎:7.8万円〕 51.0% 〔比例:25.0% 基礎:26.0%〕	16.3万円 〔比例:8.6万円 基礎:7.8万円〕 47.6% 〔比例:25.0% 基礎:22.7%〕	20.6万円 〔比例:12.8万円 基礎:7.8万円〕 40.1% 〔比例:25.0% 基礎:15.1%〕
单身 世帯 (1人分)	12.0万円 〔比例:4.3万円 基礎:7.8万円〕 70.3% 〔比例:25.0% 基礎:45.3%〕	14.2万円 〔比例:6.4万円 基礎:7.8万円〕 55.2% 〔比例:25.0% 基礎:30.2%〕	15.2万円 〔比例:7.4万円 基礎:7.8万円〕 51.0% 〔比例:25.0% 基礎:26.0%〕	16.3万円 〔比例:8.6万円 基礎:7.8万円〕 47.6% 〔比例:25.0% 基礎:22.7%〕	20.6万円 〔比例:12.8万円 基礎:7.8万円〕 40.1% 〔比例:25.0% 基礎:15.1%〕

(注1) 所得水準の上段は平成62(2050)年度における額(物価で2014年度水準に割り戻した額)、()内は平成26(2014)年度における額。

(注2) 表中の上段は年金額(1人あたり、物価で2014年度水準に割り戻した額)、下段は所得代替率を示している。

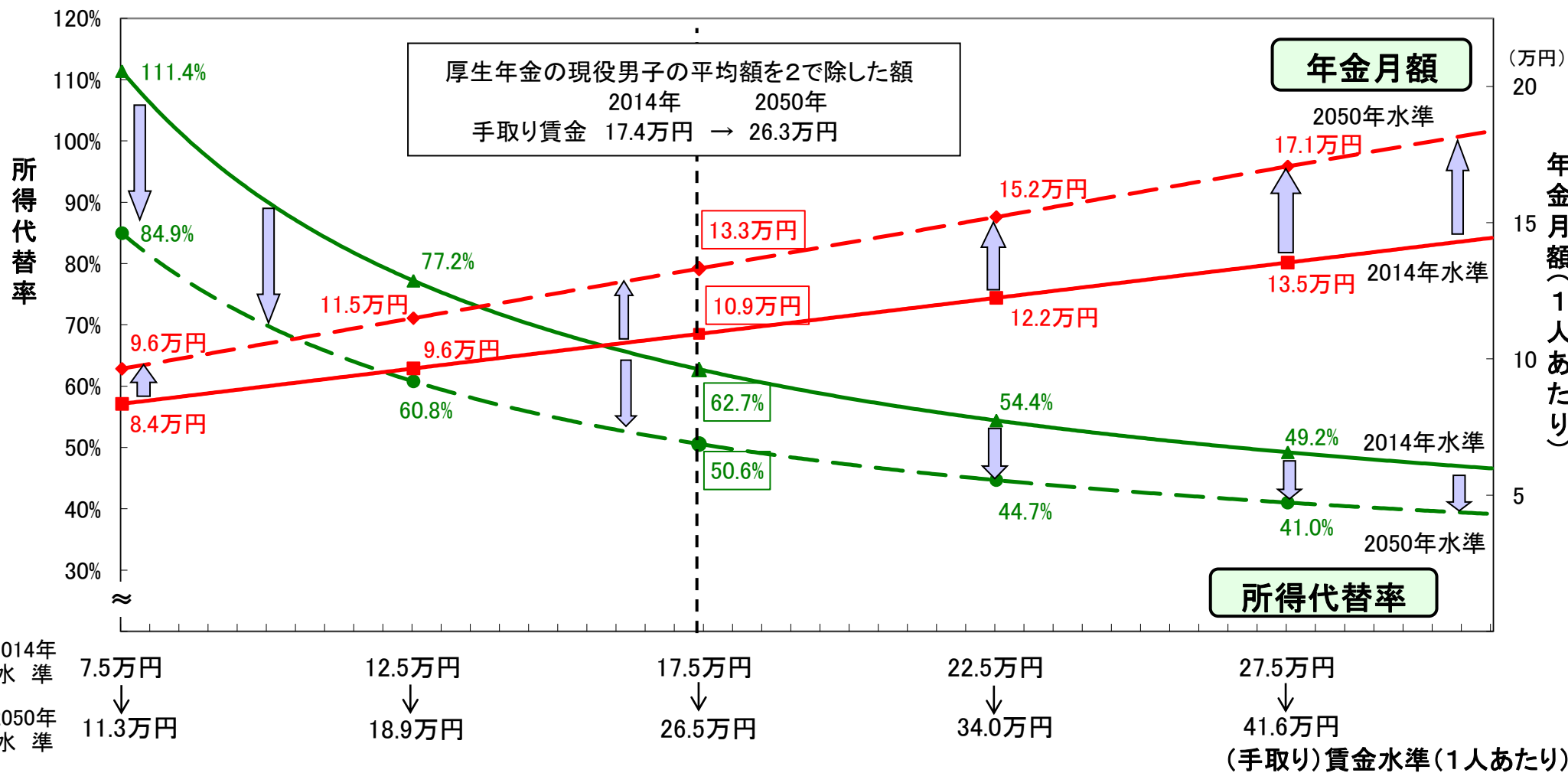
(注3) 厚生年金の現役男子の手取り賃金(59.7万円、一元化モデル)を2で除した額。

(注4) 厚生年金の現役女子の手取り賃金は43.1万円(一元化モデル)である。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率

＜経済:ケースE 人口:中位＞

- 賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも年金月額、所得代替率は同じ。
- 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



注1: 年金月額は、新規裁定者の本来水準。
注2: 2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び所得代替率

○ 平成62(2050)年度 <経済:ケースE 人口:中位>

	賃金水準(1人あたり)				
	15.1万円 (2014年度:10万円)	22.7万円 (2014年度:15万円)	26.3万円 (2014年度:17.4万円) 【男子平均÷2】 ^(注3)	30.3万円 (2014年度:20万円)	45.4万円 (2014年度:30万円)
夫のみ 就労の 世帯 (1人あたり)	10.6万円 〔比例:3.7万円 基礎:6.9万円〕 69.8% 〔比例:24.5% 基礎:45.3%〕	12.4万円 〔比例:5.6万円 基礎:6.9万円〕 54.7% 〔比例:24.5% 基礎:30.2%〕	13.3万円 〔比例:6.5万円 基礎:6.9万円〕 50.6% 〔比例:24.5% 基礎:26.0%〕	14.3万円 〔比例:7.4万円 基礎:6.9万円〕 47.2% 〔比例:24.5% 基礎:22.6%〕	18.0万円 〔比例:11.1万円 基礎:6.9万円〕 39.6% 〔比例:24.5% 基礎:15.1%〕
夫婦 共働き 世帯 (1人あたり)	10.6万円 〔比例:3.7万円 基礎:6.9万円〕 69.8% 〔比例:24.5% 基礎:45.3%〕	12.4万円 〔比例:5.6万円 基礎:6.9万円〕 54.7% 〔比例:24.5% 基礎:30.2%〕	13.3万円 〔比例:6.5万円 基礎:6.9万円〕 50.6% 〔比例:24.5% 基礎:26.0%〕	14.3万円 〔比例:7.4万円 基礎:6.9万円〕 47.2% 〔比例:24.5% 基礎:22.6%〕	18.0万円 〔比例:11.1万円 基礎:6.9万円〕 39.6% 〔比例:24.5% 基礎:15.1%〕
单身 世帯 (1人分)	10.6万円 〔比例:3.7万円 基礎:6.9万円〕 69.8% 〔比例:24.5% 基礎:45.3%〕	12.4万円 〔比例:5.6万円 基礎:6.9万円〕 54.7% 〔比例:24.5% 基礎:30.2%〕	13.3万円 〔比例:6.5万円 基礎:6.9万円〕 50.6% 〔比例:24.5% 基礎:26.0%〕	14.3万円 〔比例:7.4万円 基礎:6.9万円〕 47.2% 〔比例:24.5% 基礎:22.6%〕	18.0万円 〔比例:11.1万円 基礎:6.9万円〕 39.6% 〔比例:24.5% 基礎:15.1%〕

(注1) 所得水準の上段は平成62(2050)年度における額(物価で2014年度水準に割り戻した額)、()内は平成26(2014)年度における額。

(注2) 表中の上段は年金額(1人あたり、物価で2014年度水準に割り戻した額)、下段は所得代替率を示している。

(注3) 厚生年金の現役男子の手取り賃金(52.7万円、一元化モデル)を2で除した額。

(注4) 厚生年金の現役女子の手取り賃金は38.0万円(一元化モデル)である。